

国民年金保険料の申請免除及び 若年者納付猶予で継続申請ができます

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付が免除及び猶予される制度があります。

申請免除とは

所得が低いなどの経済的理由やその他特別な理由により保険料を納められないときには、申請して認められると保険料の納付が免除されます。

保険料が全額（13,580円）免除される「全額免除」と半額（6,790円）納め半額免除される「半額免除」があります。

若年者納付猶予とは

従来は、若年者が免除申請を行った場合、世帯主と同居していると世帯主の収入が多ければ免除不承認となっていました。30歳未満の若年者については、本人と配偶者の所得が全額免除に該当すれば、保険料の納付が猶予されます。

継続申請について

従来までの申請免除については、被保険者より毎年申請書を提出していただくことにより審査を行って来ました。

この度、被保険者の申請手続きにかかる負担軽減を図るために、申請全額免除及び納付猶予の申請の際、申請全額免除または納付猶予の承認期間が終了した場合に改めて申請書を提出することなく、引き続き、審査を受けることについてあらかじめ申請（継続申請）ができることになりました。

具体的には、今年の7月を始期とする全額免除または若年者納付猶予期間が承認されたかたについて、申請時に継続申請を希望されている場合は、平成18年度以降も引き続き要件審査などを行うため、申請書の提出が省略できることとなります。

国民年金

【問合先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

消 防 書



いざというとき
あなたは大丈夫ですか？

羽島郡広域連合
☎388-1195

皆さんはこんな場面に自分がおかれたらどうしますか。自分の親、子とも、兄弟、恋人が意識をなくして倒れた。呼吸もしていないし心臓も止まっている。

きっと救急車をあわてて呼ぶでしょう。しかし、救急車が現場に到着するまでに約6分かかります。この6分の間、あなたは何をしますか。何ができますか。やるべき事は一つです。心肺蘇生法です。救急隊が到着するまで、絶え間ない心臓マッサージと人工呼吸をします。しかし、心臓蘇生法も間違った方法では、十分な効果はありません。

そこで心肺蘇生法を学んで、正確な知識、技術を身につけませんか。消防本部では毎月第二日曜日に日曜普通救命講習を実施しています。心臓マッサージや人工呼吸のやり方の他に、AED（自動体外式除細動器）の取り扱いも行います。AED



AED（自動体外式除細動器）

とは電気ショックを行う機械でも使用することができます。実際AEDは愛・地球博でも使用され、尊い命が救われました。あなたも普通救命講習を受け心肺蘇生法を学びましょう。講習は3時間です。内容も決して難しくありません。明るい雰囲気です。詳しくは羽島郡広域連合消防本部警防課にお尋ね下さい。

☎388-1195